

報告第 24 号資料

まちづくり環境委員会
令和2年6月15日・16日

まちづくり推進部 資料2番
所管 建築調整課

民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について
(令和2年第2回大田区議会定例会の報告議案)

建物明渡し等を求める訴えの提起に係る専決処分調書

番号	訴訟の目的の価額		概要
	専決処分日		
1	5万7,236円		(1) 被告 債務者 (2) 請求の原因 大田区営住宅(大森南二丁目)の使用料及び 共益費を滞納したことにより、当該建物の使用 許可を取り消したが、占有し続けているため (3) 請求の要旨 ア 建物の明渡し イ 滞納使用料及び滞納共益費並びに明渡し の遅延に係る損害金の支払
	令和2年5月28日		
2	28万1,208円		(1) 被告 債務者及び重疊的債務引受人 (2) 請求の原因 大田区営住宅(北糞谷一丁目)の使用料及び 共益費を滞納したことにより、当該建物の使用 許可を取り消したが、占有し続けているため (3) 請求の要旨 ア 建物の明渡し イ 滞納使用料及び滞納共益費並びに明渡し の遅延に係る損害金の支払
	令和2年5月28日		
3	291万5,364円		(1) 被告 債務者及び住宅占有者 (2) 請求の原因 大田区民住宅(大森西二丁目)の使用料及び 共益費を滞納したこと並びに使用名義人が当 該建物を使用していないことにより、当該建物 の使用許可を取り消したが、住宅占有者が住宅 を占有し続けているため (3) 請求の要旨 ア 建物の明渡し イ 滞納使用料及び滞納共益費並びに明渡し の遅延に係る損害金の支払
	令和2年5月28日		